

# 令和8年度 八代市立第六中学校 「いじめ防止基本方針」

(令和8年4月改訂)

## 「推進法」が求める「学校基本方針」

- ・それを読めば、学校が児童生徒をどのように育てようとしているのかが分かるもの。
- ・それを読めば、個々の教職員は、自分が今、何をすべきか分かるもの。
- ・それを読めば、保護者や地域は、何を協力すればよいのか分かるもの。
- ・学校のいじめに対する「行動計画」



組織的・計画的な生徒指導が分かるもの。

### 《留意点》

- \* いじめの防止に始まり早期発見、いじめに対する措置の一連の内容を示す。いじめが発生した場合を想定した決めごとをつくる。
- \* 学校いじめ対応マニュアルを参考にして、学校の実態に合わせてつくる。
- \* いじめが起きてからの対応だけでなく、そもそも、いじめが起きないように、どのような取組を、どのくらいの回数、その学年のどの時期にといった年間計画をつくる。
- \* 保護者や地域はもちろんのこと、児童生徒も巻き込む形をつくる。
- \* P D C A サイクルを活用し、改善をはかる。

## 【 目 次 】

- 1 本校のいじめ防止基本方針について
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
  - (1) いじめのとらえ方
  - (2) いじめの未然防止について
  - (3) いじめの早期発見について
  - (4) いじめへの対処について
  - (5) 家庭や地域住民との連携について
  - (6) 生徒会との連携について
  - (7) 関係機関との連携について
- 3 本校におけるいじめの防止等のための取組
  - (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織
  - (2) いじめの未然防止のための取組
  - (3) いじめの早期発見・早期解消のための取組
  - (4) 学校におけるいじめへの対処（ガイドライン）
  - (5) いじめへの対処の流れ（基本マニュアル）
  - (6) いじめの防止等への取組の評価（マネジメント）
- 4 重大事態への対処
- 5 基本方針の見直し及び公表

## 1 本校のいじめ防止基本方針について

八代市立第六中学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

### 〈いじめの防止等の対策に関する基本理念〉

いじめの防止等の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行わなければならない。

また、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

さらに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨として行う。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめのとらえ方

#### ①いじめの定義

(定義) いじめ防止対策推進法

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次の点に留意する。

- ・いじめられた児童生徒の立場に立って見極めること。
- ・本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- ・いじめの認知や対応は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該児童生徒が関わっている仲間、集団等を指すこと。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目すること。
- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要であること。
- ・好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であること。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- (ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## ② いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題でとなっている。

また、いじめは、どの学校にも、どの子どもにでも起こりうるものであり、その責任をいじめられる側に求めるものではありません。とりわけ、嫌がらせ

やいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

加えて、いじめの加害者・被害者という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう努めなければならない。

## (2) いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象とした、いじめの未然防止の働きかけが必要である。いじめを生まない土壌をつくるために、全ての児童生徒を、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせるよう関係者が一体となった継続的な取組が重要である。

特に、児童生徒には様々な背景（障がいのある児童生徒、性的指向・性自認に係る児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒等）がある児童生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

併せて、学校や社会の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に、「いじめ心（人をいじめたい心）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服する力」の育成を図り、「いじめは決して許されない、いじめを乗り越えようとする心を高め合うことが大切である」ことへの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にある

ストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

いじめの防止には、いじめ問題への取組の重要性についての認識を市民全体に広め、学校、家庭、地域社会が一体となって取組を推進するための普及啓発も必要不可欠なことである。

### (3) いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが求められる。

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければなりません。また、児童生徒は思春期の多感な時期であることから、児童生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一步踏み込んだ対応が求められる。

また、わずかな兆候であってもいじめを疑い、早い段階からの確に関わりをもち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応する必要がある。

学校や市教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して児童生徒を見守る環境づくりを行うことが求められる。

### (4) いじめへの対処について

いじめが認知された場合、学校はいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、組織的な対応を行わなければならない。

また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められます。特に、寮生活を送っている児童生徒が関係する事案については、保護者との情報共有を速やかに行うとともに、校長は事案の解決に向けて寮を管理運営する関係者と連携し、組織的かつ丁寧な対応を行うものとする。このため、教職員は日頃からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備をすることが必要である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められますが、その際、いじめた児童生徒によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の

児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに学校は、全ての児童生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

#### (5) 家庭や地域住民との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が欠かせまない。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、「地域とともにある学校」の視点から、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認しなければならぬ。より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

#### (6) 生徒会との連携について

生徒会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、教職員及び学校関係者と生徒会執行部および専門委員会活動との連携が必要である。より多くの児童生徒が互いの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、生徒会全体でいじめ防止に対しての組織的な取組や生徒会行事を構築することが必要である。

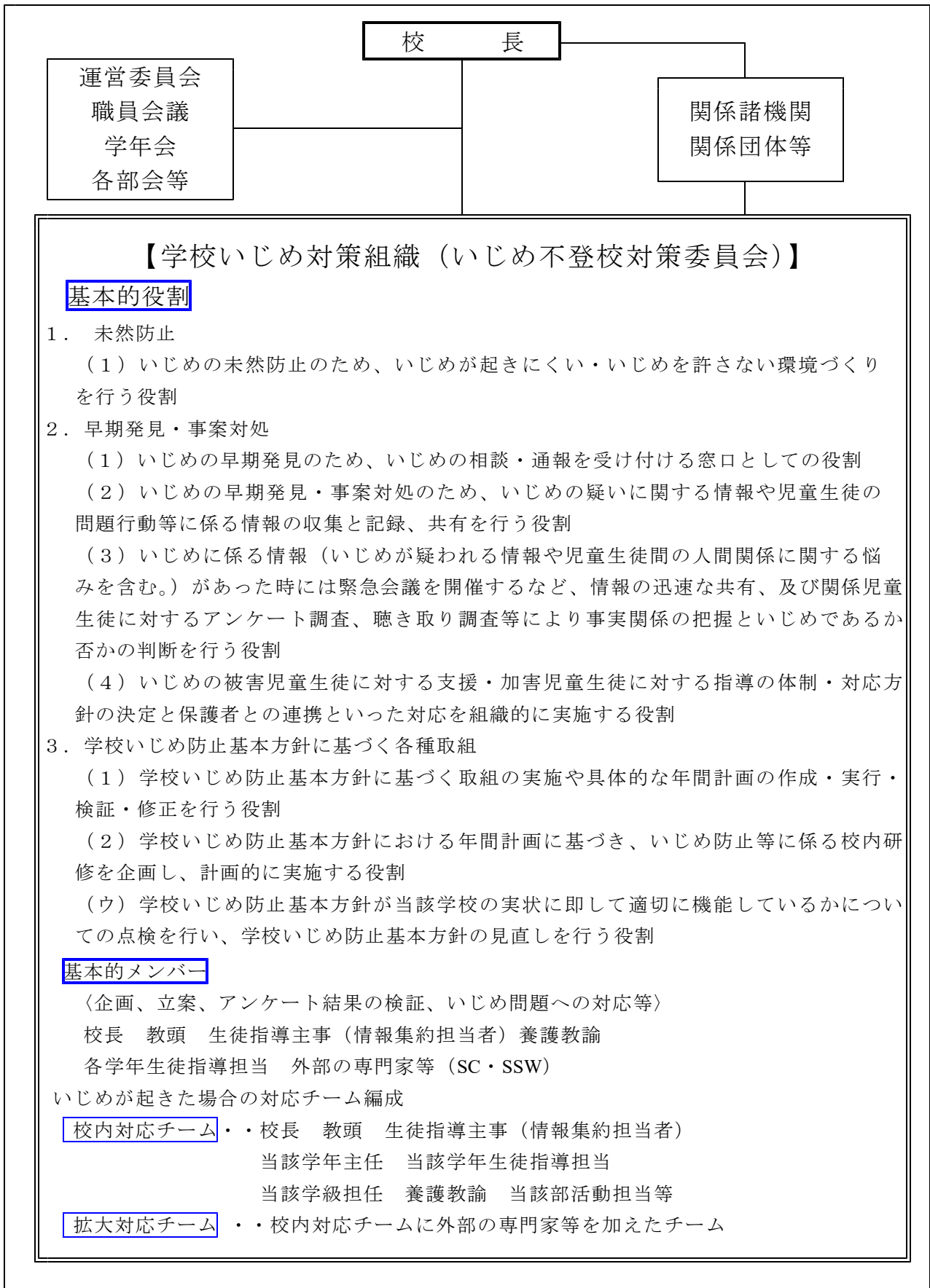
#### (7) 関係機関との連携について

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、日頃から、学校や市教委と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、市教委に報告・連絡・相談するとともに早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとらなければならない。

### 3 本校におけるいじめの防止等のための取組

#### (1) 学校いじめ対策組織（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）



## (2) いじめの未然防止のための取組

### ① 居場所づくり（わかる授業）、絆づくりの実践

- 前時の復習を行い、知識技能の定着を図りながらわかる授業を実践していく。
- 絆づくりの観点から、個別学習だけではなく、意図的なグループ学習や教えあい学習の場を各単元の中で設定して授業を組み立てていく。

### ② 道徳教育の充実

- 「命を大切にできる心」を育む指導プログラムの年間計画に沿った着実な取組と実施後の検証に努める。
- 道徳の年間計画に沿って、道徳の授業やその他の指導の中で「熊本的心」・「心のノート」の活用を図る。

### ③ 生徒会活動の充実

- 人権委員会を中心とした生徒会で、「子ども人権フェスティバル in やつしろ」へ積極的に参加する。
- 校内人権集会や文化祭で、人権に関するアピールや意見・作文・標語発表を行う。

### ④ 小中一貫・連携教育の取組

- 公開授業参観日や小中連絡会等を活用して、小中相互の授業参観や情報交換会等を行い、児童生徒の実態や課題等について共通認識を図る。
- いじめ防止対策についてのプリント配布や保護者懇談会、合同講演会等を行い、家庭への啓発を小中で連携して取り組む。

### ⑤ 体験活動の充実

- 集団宿泊教室や修学旅行、遠足、体育大会等の体験活動を通して、互いの個性を認め、協力して作り上げることの大切さや意義を体感させる。
- 生徒集会や学年集会で、なかまづくりを進めるゲームや発表活動を行う。

### ⑥ 校内研修の取組

- いじめの未然防止に関する専門家の講話や研修を行う。
- いじめの早期発見、いじめに対する措置についての取組方について共通認識を図る。
- 教育相談や日頃の生徒観察を活用して、学校全体で生徒の共通理解を図る。

### ⑦ 生徒指導充実月間（6月・2月）の取組

- 生徒アンケートを行い、教育相談を全職員で行う。
- 全校集会で、いじめ防止（SNS などインターネット上のいじめも含む）・SOSの出し方教育についての講話、映像視聴等を行う。

### ⑧ 「命を大切にできる心」を育む指導プログラムの活用

- 年間計画に沿った「命を大切にできる心」を育む指導プログラム」を行い、実践後の事後検証とプログラムの修正を行う。
- 小中9年間を見通した「命を大切にできる心」を育む指導プログラムの年間計画を小中連携の取組の中で作成していく。

## (3) いじめの早期発見・早期解消のための取組

### ① 日々の観察

登校時の下駄箱指導をはじめとし、登下校の様子や授業中の様子、休み時間や部活動での様子で、気づいたことを学年会や朝会等で積極的に頻繁に迅速に情報交換し、週案等にメモをとるなど記録に残していく。

### ② 定期的なアンケート及び教育相談の実施

5月（心と体の振り返りアンケート）、（Q－Uアンケート）6月（定期教育相談）、7月（長期休業前アンケート）、8月（学期始めアンケート）、10月（心と体の振り返りアンケート）、11月、（県版心のアンケート）、12月（長期休業前アンケート）、1月（学期始めアンケート）、2月（定期教育相談）の計8回全校生徒を対象にアンケートを行い、日頃の生徒観察やアンケート結果をもとに、学級担任および部活動顧問、その他全教職員で教育相談にあたる。

### ③ 生活ノート

生活ノートの活用により、生徒・保護者と連絡を密にとり、信頼関係を構築するとともに、情報収集を行う。

### ④ 校内相談窓口の設定と周知

養護教諭やスクールカウンセラーによる個別相談を保健室や相談室で行うことができることを朝夕の学活や全校・学年集会等で周知するとともに、気になる生徒に対しては個別に話しかけ、養護教諭やスクールカウンセラーに相談するよう強く勧める。

さらに、全ての職員が相談窓口であることを共通認識として持ち、共通実践を行う。

### ⑤ 特別支援教育の視点から

発達障害等の特性や特性を持つ生徒一人一人の対応等について、年度当初に全教職員で研修を行い、共通理解をし、共通実践することを確認する。

### ⑥ 電話相談窓口等の周知

いじめ電話相談等の専門機関について、全生徒へプリントやカードを配布して周知する。

#### (4) 学校におけるいじめへの対処（ガイドライン）

##### ① いじめについての事実確認と役割分担

- いじめの情報が判明したら、担任→学年主任→生徒指導（情報収集担当者）→管理職と情報を共有し、学校いじめ対策組織（いじめ不登校対策委員会）を開催する。
- 事実確認のための役割分担をし、今後の対応を確認する。

##### ② 事実の把握と対応方針の決定

- 聴き取りから事実の内容に応じて、指導及び対処の方針を決定する。

##### ③ いじめられている子どもへの対応

- 共感的な理解をする。  
いじめを受けた生徒の立場で、共感的な理解に努める。
- 生徒が安心して学校生活を送るための対応を行う。  
カウンセラーをはじめ関係機関と連携を図る。
- 長期的な支援を続ける。  
心身の苦痛を感じていないかどうか面談を行う。

##### ④ いじめている子どもへの対応

- 自分の行為を見つめ直させる。
- いじめを受けた生徒の気持ちを理解させる。
- あたたかい人間関係作りの大切さを実感させる。
- いじめに至った要因を探る。
- いじめを行った生徒の心のケアを行う。

##### ⑤ 周囲の子どもへの対応

- いじめを受けた生徒の苦しみを理解させる。
- 再発防止に向けた指導を行う。
- 学年集会や全校集会を行う。

##### ⑥ いじめを受けた生徒の保護者への対応

- 誠意ある迅速な対応を行う。
- 再発防止に向けた話合いを開催する。
- 定期的な報告を行う。

##### ⑦ いじめた生徒の保護者への対応

- 問題解決に向けた保護者との協力体制を整える。
- 再発防止に向けた対応を行う。

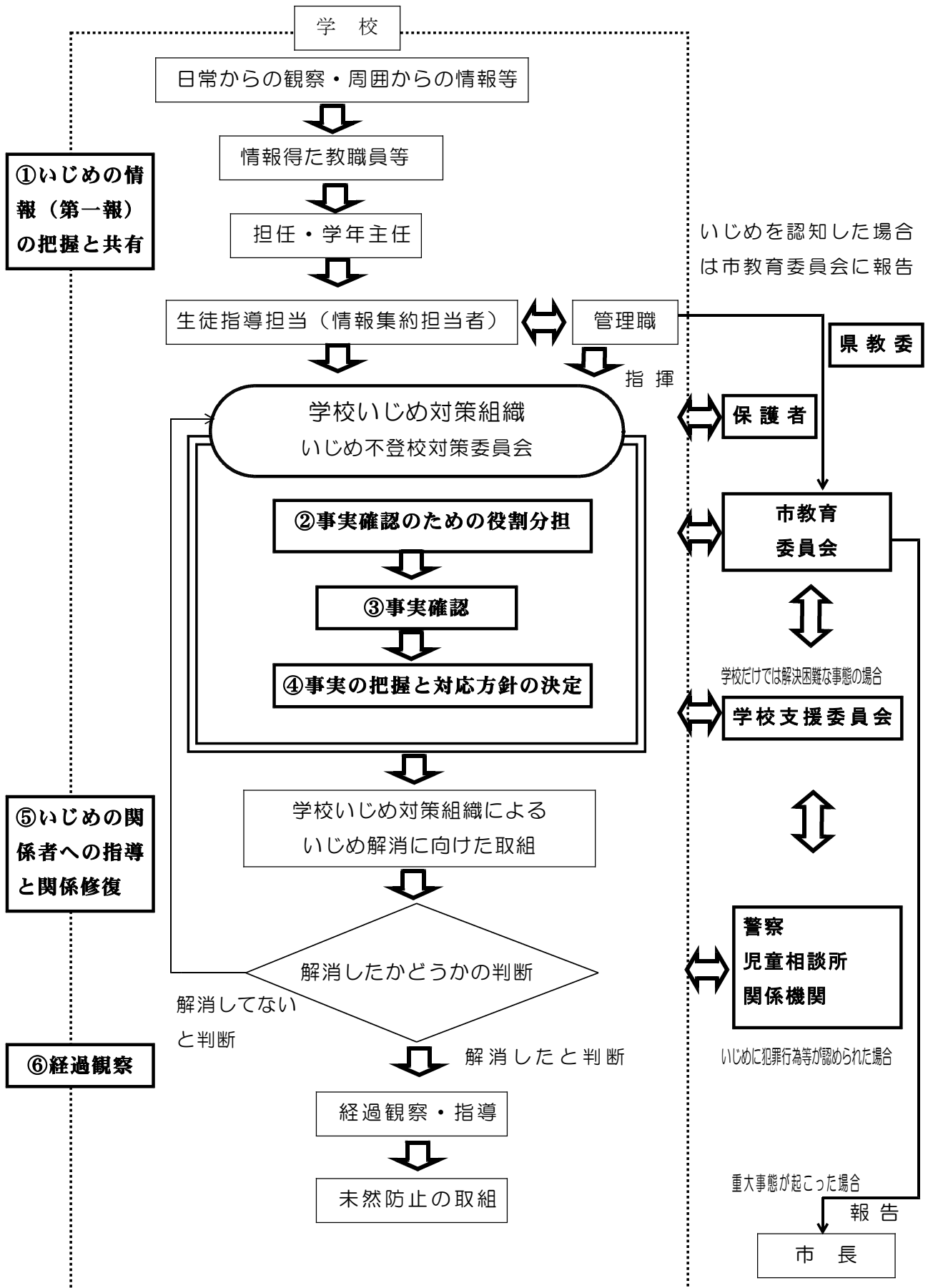
##### ⑧ 保護者全体への対応

- 内容に応じて緊急保護者会を開くなどして、保護者全体への対応も行う。
- 保護者会を実施する場合は、個人情報保護に十分配慮する。
- 全体でいじめをなくすという意識を持つことを訴える。

##### ⑨ 関係機関との連携

- 教委育委員会・警察・医療機関その他関係機関と連携を図っていく。

(5) いじめ問題対処の流れ (基本マニュアル)



## (6) いじめの防止等への取組の評価について（マネジメント）

- 市教委へ報告→形式に沿って報告書を作成して提出する。
- 対応を振り返り、見えてくる問題点や対策の再検討を行う。
- 事態が改善されない場合は、専門機関（いじめ不登校アドバイザー、やつしろ子ども支援相談室等）とも連携して、再度検討を深める。

## 3 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省・令和6年8月改訂版）により、適切に対応する。

### (1) 重大事態の報告、調査、対処（図2）

#### ① 重大事態の意味

（重大事態）法28条より

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態をいじめを受ける児童生徒の状況に着目し、以下に例示。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上の不登校状況が見られる場合  
（ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会または学校の判断により迅速に調査に着手する場合もある。）
- 児童生徒や保護者から申立てがあった場合

#### ② 重大事態調査の目的

重大事態調査は、対象児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（対象児童生徒への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った児童生徒や関係児童生徒に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策を講ずることを目的とする。

なお、重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

#### ③ 重大事態に対する学校における平時からの備え

重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針についても理解し、重大事態とは何か、どう対処すべきか認識しておくことが必要である。

なお、各学校においては、そもそもいじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組むことが極めて重要である。

また、学校いじめ対策組織が、個別のいじめに対する対処において実効的な役割を果たせるよう、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者など、学校外の関係者とも連携体制を構築する。

#### ④ 重大事態の報告及び調査主体

重大事態が発生した場合は、図2のように学校や市教育委員会だけでなく、市全体で対処することになる。

学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。また、市教育委員会が、調査の主体を市教育委員会と学校のどちらにすべきか判断する。その際、調査主体が学校になった場合は、必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を市教育委員会に求め、市教育委員会と一体となって調査を実施する。

##### ア 調査主体が市教育委員会の場合

学校は、市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力し、事態の解決に市教育委員会と一体となって取り組む。

##### イ 調査主体が学校の場合

学校が組織する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「学校いじめ対策組織」を母体とし、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

(ア) 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。

(イ) 調査のための組織に必要なに応じて専門家等を加えます。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。

(ウ) いじめを受けた疑いのある児童生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。

(エ) 在籍児童生徒や教職員等からアンケート調査やヒアリング調査を行う等の適切な調査方法を採用する。なお、アンケート調査やヒアリング調査を行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法を説明してから行う。

(オ) 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。

(カ) 保護者や児童生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

(キ) 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

#### ⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児

児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることを指す。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。また、重大事態調査を行う前には、対象児童生徒・保護者に対して、調査の目的や調査方法、見通し等について説明し、共通理解を図る。

#### ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、当該児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先する（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させる。

いじめられた児童生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行うことが必要である。これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて市教育委員会が積極的に指導・支援し、関係機関と適切な連携を図った上で、対応することが求められる。

#### イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡等、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等がある。

なお、児童生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持し、かつ遺族の気持ちに十分配慮しなければならない。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その方法等については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

#### ウ いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認める場合

対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときなど、いじめを犯罪行為として取り扱うべきであることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合や、学校のみで対応するか判断に迷う場合は、法第23条第6項に基づき直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、その際に学校が警察に相談・通報を行った事案については、学校と市教育委員会で共有する。

#### エ 第三者を加えた調査組織の構成を検討する場合

自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案等につい

ては、調査組織の中立性・公平性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。具体的には、第三者となる者を調査組織に加えることのほか、法律、医療、心理、福祉等の専門家を加えることが考えられる。

#### ⑥ 重大事態の判断

重大事態の判断重大事態の判断は、市教育委員会又は学校が行います。市教育委員会又は学校は、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて把握した情報をもとに、疑いを抱いた段階から対応を開始する。

児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

なお、児童生徒や保護者からの申立て時点において、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、児童生徒の保護や二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動等）の発生を未然に防ぐため、児童生徒の心のケアや必要な支援を速やかに行う。

#### ⑦ 調査報告書の作成

「重大事態調査報告書」の作成に当たっては、事実経過に加え、市教育委員会及び学校が作成する場合であっても、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげる。

#### ⑧ その他留意事項

重大事態については、市教育委員会の積極的な支援が必要となる。その事態に関わりをもつ児童生徒が傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもある。そうした状況では、市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

また、遺族の心情に配慮するため、第三者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

### (2) 調査結果の提供及び報告

#### ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対しての情報提供

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒及びその保護者へ情報を適切に提供する。

関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

得られたアンケート結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。

#### ② 市教育委員会への報告（※市教育委員会から市長に報告）

学校は、調査結果を市教育委員会を通じて市長に報告する。いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果に添えて報告する。

#### ③ 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の関係者は、得られた調査結果から、いじめられた児童生徒やその保護者等への配慮のもと、「八代市学校いじめ対応マニュアル」を参考にして、重大事態の対処をする。

### (3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

#### ① 再調査

学校は、上記(2) - ①の報告を受けた市長が、必要があると認めたときは、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて、再調査に協力する。

#### ② 再調査の結果を踏まえた措置等

学校は、市長及び市教育委員会の指示、指導・助言のもと、再調査の結果を踏まえた重大事態への対処、重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置をとる。

## 5 基本方針の見直し及び公表

### (1) 基本方針の見直しの検討

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としている。

市は、いじめの防止等に関する市の施策や学校の施策、重大事態への対処等、市の基本方針が適切に機能しているかどうかについて、「八代市いじめ問題対策連絡協議会」等の組織を用いて、定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う等、必要な措置を講じる。学校は、国・県・市の基本方針の見直しを受け、いじめ不登校対策委員会や生活指導委員会等の組織を用いて、定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

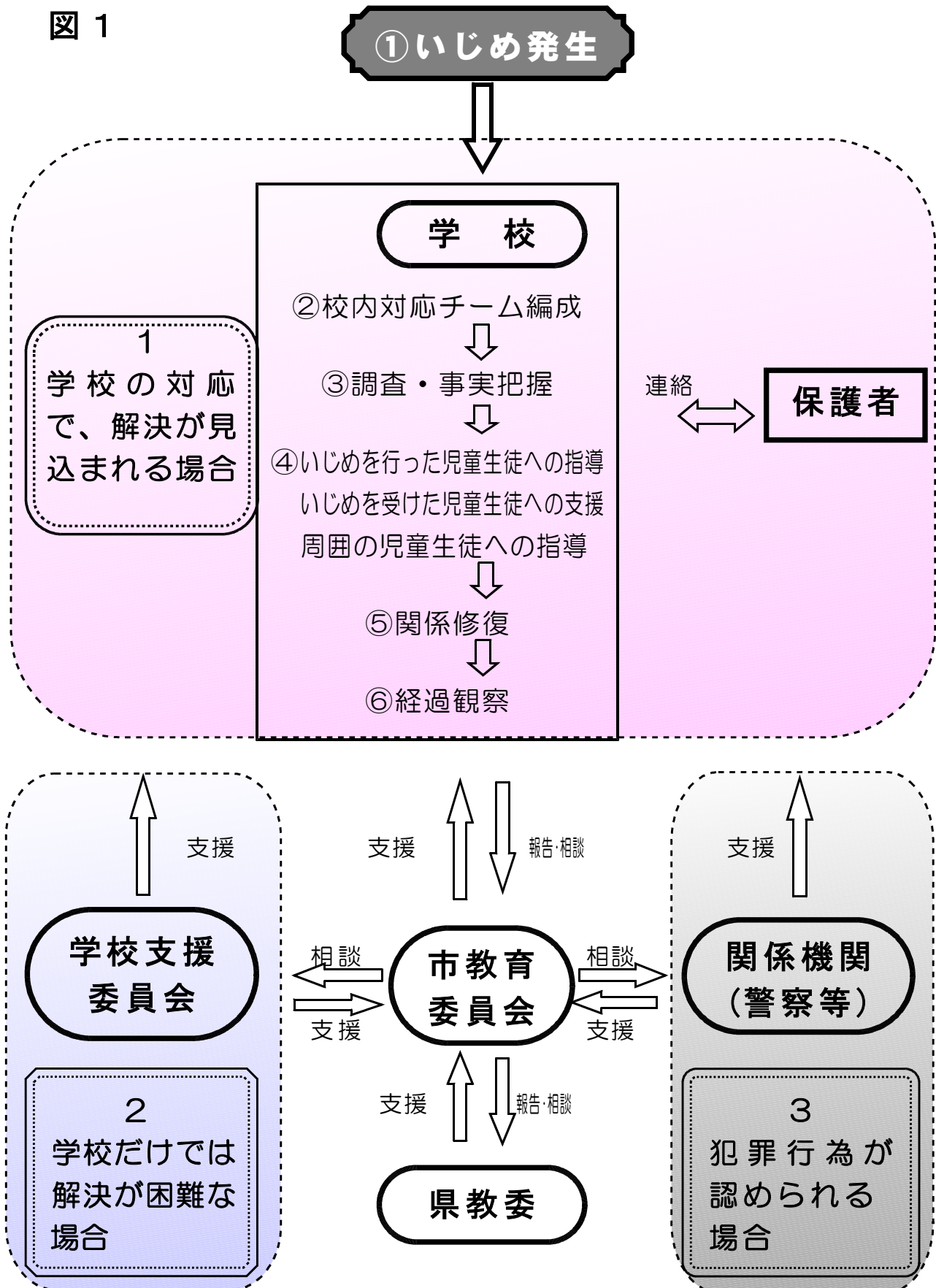
### (2) 基本方針策定状況の確認と公表

学校は、市教育委員会へいじめ防止基本方針の策定内容を報告する。

(注1) 学校等警察連絡協議会におけるいじめ事案に対する申合せ事項

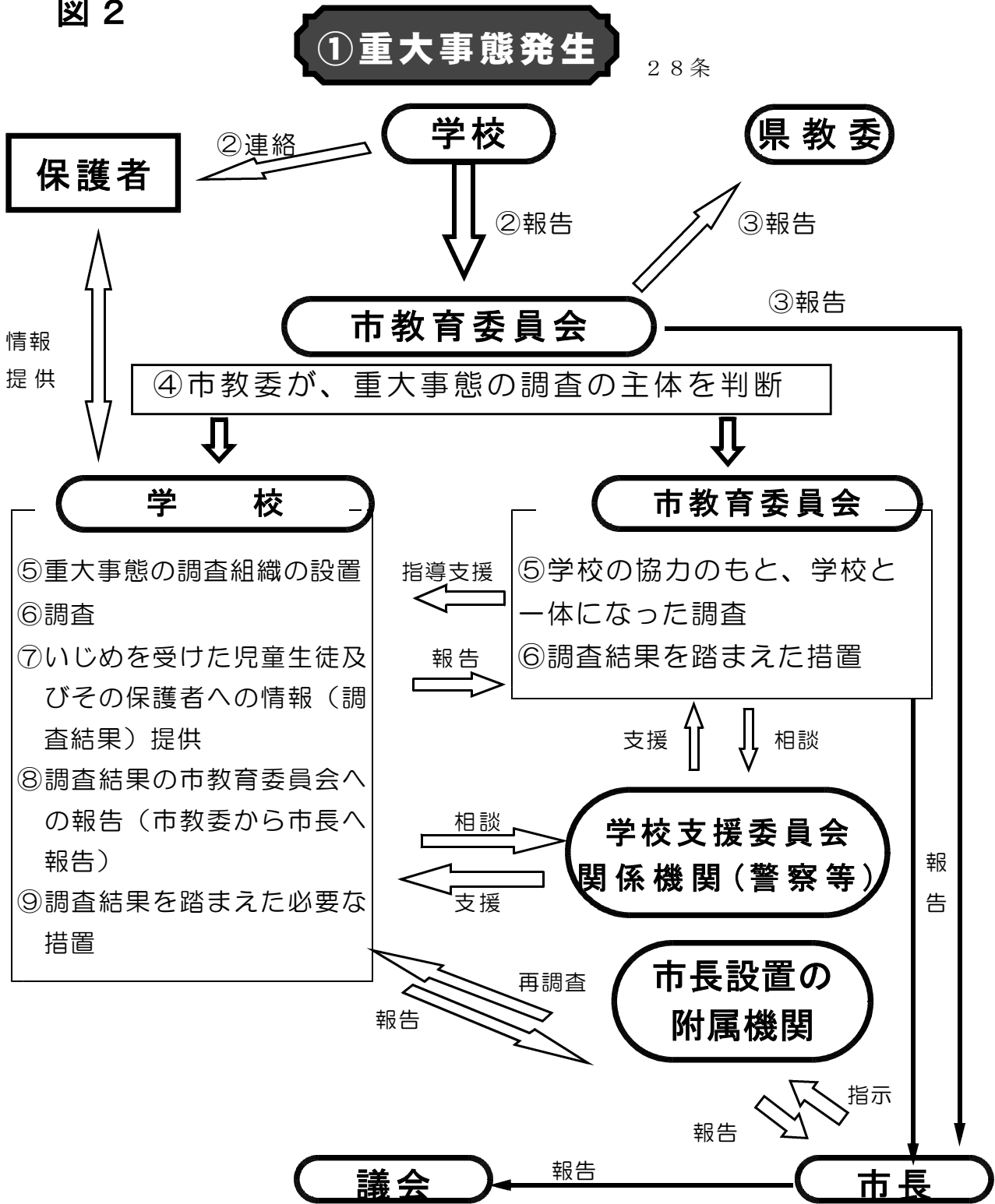
相 談 基 準
<b>【生命・身体の安全が脅かされているような重大ないじめ事案】</b> ○ 被害児童生徒の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高い事案
<b>【犯罪行為として取り扱うことを求めるいじめ事案】</b> ○ 重大ないじめ事案に当たらない事案にあっても、当該児童生徒又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求める事案
<b>【指導が困難ないじめ事案】</b> ○ いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為を認められる事案
○ その他、警察へ相談することが適当と思われる事案

図 1



注 学校支援委員会：学校だけでは対応が困難となった場合、専門的な立場において、学校及び学校関係者を支援する外部組織

図 2



重大事態（第28条）

- 1 いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより児童生徒が相当の期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。